

(様式2)

資料No.11

戸塚区連合町内会自治会連絡会3月定例会 議題

所管部署：戸塚区地域振興課

議題名： 地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金について
(令和7年度報告書類及び令和8年度申請書類提出のお願い)

お願いしたいこと

事業の内容周知のため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

(参考) 例年お願い・説明しているものです。

(前は、令和7年3月の区連会で説明しています。)

<問合せ先>

担当部署 戸塚区地域振興課

担当者名 魚屋・山口

TEL 866-8412 FAX 864-1933

Email to-chishin@city.yokohama.lg.jp

地区連合町内会長の皆様
自治会町内会長の皆様

戸塚区地域振興課長 竹内 明子

地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金について（依頼）
（令和7年度報告書類及び令和8年度申請書類提出のお願い）

春暖の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、区政の推進及び地域の振興につきましては格段の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記について次の関係書類を御提出くださいますようお願いいたします。

1 令和7年度補助金活動実績報告書類

※「令和8年度地域活動推進費 事務の手引き」を御参照ください。

- (1) 地域活動推進費補助金活動実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業実績報告書（総会資料で代用可）
- (3) 収支決算書（総会資料で代用可）
- (4) 補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものの領収書の写し
- (5) 補助対象経費の支出で、1件が100万円以上になると見込まれたものについて、見積合わせの結果が分かる書類（見積書の写し等）

2 令和8年度補助金交付申請書類

※「令和8年度地域活動推進費 事務の手引き」を御参照ください。

- (1) 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（総会資料で代用可）
- (3) 収支予算書（総会資料で代用可）
- (4) 団体の規約、会則

(5) 以下は地域防犯灯維持管理費補助金の申請をされる場合に必要です。

※「地域防犯灯維持管理費補助金」申請の手引きを御参照ください。

- (5) 防犯灯電気料金等領収証（4月分）の写し
- (6) 電気料金集約分内訳表（4月分）の写し

3 提出方法

- (1) 自治会町内会ポータル <https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>
- (2) 郵送または窓口

ログインはこちらから→



4 提出期限

令和8年6月30日（火）【厳守】

※期限を過ぎての申請は原則受付いたしません。

諸事情により遅れる場合は、必ず担当まで御連絡ください。

提出書類作成にあたり、ご不明な点がございましたら、お気軽に地域振興課までお尋ねください。

＜各様式はホームページから、ダウンロードができます＞

戸塚区連合町内会自治会連絡会 申請

検索

提出先：戸塚区地域振興課 魚屋、山口

〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17

Tel 866-8412 / Fax 864-1933

E-mail : to-chishin@city.yokohama.lg.jp

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）

第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

令和8年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(申請先)

戸塚区長

(申請者) 所在地

団体名

代表者名

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

※ 申請にあたっての確認事項

令和8年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

(地域防犯灯数) (補助単価) (申請金額)

_____ 灯 × @2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

(1) 地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

(2) 地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告）

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
- ②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
- ③その他区長が必要とする書類

※①と②は電気事業者が発行したものです。

4 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

- 加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。
- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

（報告先）
戸 塚 区 長

（報告者） 所在地
団体名
代表者名

令和 7 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和 7 年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額×3分の1（補助率）

_____ 円

[地区連合町内会]

基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1（補助率）

_____ 円

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1 件の金額が 10 万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無（どちらかに○をしてください）

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 上記 4 が有の場合には、当該書類又はその写し
- (4) 要綱第 28 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 要綱第 28 条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) その他区長が必要とする書類

6 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、これを遵守しました。

◆地域活動推進費補助金申請チェックリスト◆

地域活動推進費補助金申請にあたっての注意

以下の項目は地域活動推進費補助金の対象外です。

他の補助金を活用して支出したもの

(例) 地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、公園愛護会活動費、地域防犯カメラ設置補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 など

懇親会開催費・参加費（新年会、忘年会、慰労会など）

祝金（敬老、成人、入学など）

更生保護・日赤等への寄付金・募金

積立金 など

他団体への協賛金・負担金等について

自治会町内会、地区連合町内会から支払う「他団体が実施する事業への協賛金・負担金」「各種団体への会費・分担金」についても、他団体での使途が上記経費（懇親会開催費、慶弔費等）の場合、補助対象外となります。協賛金・負担金等の支払時に団体と確認をお願いします。

領収書の提出について

補助対象経費で1件の契約にかかる金額が100,000円を超えるものについては、領収書または支出を証明する書類の原本または写しの提出をお願いします。家賃など月払いのものでも、あわせて年間10万円を超えるものについては対象となります。

書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、事業の収支が分かる会計帳簿、領収書などの関係書類を、「補助金を受けた年度の翌年度から5年間」大切に保管していただく必要があります。

○お困りの際はご相談ください

申請の方法や対象経費などについてご不明な点等がありましたら、区役所 地域振興課までどうぞお気軽にお問い合わせください。